

2013年10月25日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第285号）

財政局・税関総署・国家税務総局、 自由貿易試験区での税制優遇策を発表 「政策優遇」ではなく「制度改革」に力点

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政局、税関総署、国家税務総局は、2013年10月15日付で『中国（上海）自由貿易試験区の関連輸入税収政策についての通達』（財関税[2013]75号、以下『通達』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）における税制優遇策を規定しているものの、その内容は『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（国発[2013]38号、以下『総体方案』という）に明記された方針を再確認しただけとなっています。『総体方案』と同様に、企業所得税率の引き下げといった抜本的な税制改革は盛り込まれておらず、上海自由貿易区が「政策優遇」ではなく「制度改革」に力点を置く方針を再度明確にしたものと言えます。

『通達』に明記されている税制優遇策は、以下の4点です。

- ✓ 区内のリース会社あるいはそのプロジェクト子会社が、国内の航空会社にリースする航空機（積載重量25トン以上）を輸入する場合、輸入増値税の優遇税制を適用する
- ✓ 区内企業が生産・加工して国内区外で販売する貨物について、その対応する輸入材料もしくは実際の検査報告状態に基づく関税徴収を試行する
- ✓ 区内の生産企業および生産性サービス企業が必要とする機器・設備等の輸入を免税とする
- ✓ 特定区域における保税展示取引プラットフォームの設立を許可する

これ以外については、旧4保税区（上海外高橋保税區、上海外高橋保税物流園區、洋山保税港区、上海浦東空港総合保税區）の税制が引き続き適用されます。

*

上海市の楊雄市長は2013年3月、上海を視察した李克強総理から「上海は改革を必要としているのか」と問われたのに対し、「われわれに“政策”は必要ありません。“改革”が必要です」と明言したとされ

ます。これは、上海自由貿易区においては減免税や補助金といった各種優遇“政策”ではなく、規制緩和・市場開放という“改革”そのもので外資を誘致し、貿易を促進し、産業構造の転換を実現させる姿勢を示したものです。さらに財政部は、上海自由貿易区が「複製可能で普及可能な（可复制，可推广）経験を形成する」としていることから、国内他地域あるいは全国で適用される可能性のない税制改革が実行されることはないことを明確にしていました¹。そのため、上海自由貿易区内で大きな税制変更はないとみられていました。

『通達』の詳細については、3 ページの日本語仮訳および 4 ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

¹ 9月29日に開かれた上海自由貿易区設立記者会見における財政部税関司の王偉司長の発言による

(日本語仮訳)

財政部、税関総署、国家税務総局
財関税[2013]75号
中国（上海）自由貿易試験区の関連輸入税収政策についての通達

上海市財政局、上海税関、上海市国家税務局：

『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』における関連政策を貫徹して具体化するため、ここに中国（上海）自由貿易試験区の関連輸入税収政策について以下のように通知する。

- 1、 試験区内に登録した国内リース会社もしくはそれが設立したプロジェクト子会社が、国家関連部門の批准を経て国外から積載重量が25トン以上で、かつ国内航空会社にリースして使用する航空機を購入する場合、『財政部、国家税務総局による輸入航空機関連増値税政策の調整に関する通達』（財関税[2013]53号）および『税関総署による輸入航空機の輸入に係る増値税の調整に関連する問題についての通達』（署税発[2013]90号）が規定する増値税優遇政策を享受する。
- 2、 試験区内に設置された企業が生産、加工し、かつ「第二線」を経て内地で販売する貨物は、規定どおり輸入に係る増値税、消費税を徴収する。企業の申請に基づき、当該国内販売貨物に対してその対応する輸入材料もしくは実際の検査報告状態に基づき関税を徴収する政策を試行する。
- 3、 現行政策の枠組みにおいて、試験区内の生産企業および生産性サービス企業が必要とする機器、設備等の貨物の輸入に対して免税を与える。ただし、生活性サービス業等の企業が輸入する貨物および法律、行政法規および関連規定が免税しないことを明確にしている貨物を除く。
- 4、 貨物輸入政策を厳格に執行する前提の下で、特定区域に保税展示取引プラットフォームを設立することを許可する。

上述の輸入税収政策を除き、中国（上海）自由貿易試験区に属する上海外高橋保税区、上海外高橋保税物流園区、洋山保税区および上海浦東空港総合保税区はそれぞれ現行の対応する税関特殊監督管理区域の税収政策を執行する。

本通達は、中国（上海）自由貿易試験区の除幕・成立の日より執行する。

財政部 税関総署 国家税務総局
2013年10月15日

(中国語原文)

财政部、海关总署、国家税务总局
财关税[2013]75号
关于中国（上海）自由贸易试验区有关进口税收政策的通知

上海市财政局、上海海关、上海市国家税务局：

为贯彻落实《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》中的相关政策，现就中国（上海）自由贸易试验区有关进口税收政策通知如下：

- 一、对试验区内注册的国内租赁公司或其设立的项目子公司，经国家有关部门批准从境外购买空载重量在 25 吨以上并租赁给国内航空公司使用的飞机，享受《财政部 国家税务总局关于调整进口飞机有关增值税政策的通知》（财关税[2013]53 号）和《海关总署关于调整进口飞机进口环节增值税有关问题的通知》（署税发[2013]90 号）规定的增值税优惠政策。
- 二、对设在试验区内的企业生产、加工并经“二线”销往内地的货物照章征收进口环节增值税、消费税。根据企业申请，试行对该内销货物按其对应进口料件或按实际报验状态征收关税的政策。
- 三、在现行政策框架下，对试验区内生产企业和生产性服务业企业进口所需的机器、设备等货物予以免税，但生活性服务业等企业进口的货物以及法律、行政法规和相关规定明确不予免税的货物除外。
- 四、在严格执行货物进口税收政策的前提下，允许在特定区域设立保税展示交易平台。

除上述进口税收政策外，中国（上海）自由贸易试验区所属的上海外高桥保税区、上海外高桥保税物流园区、洋山保税港区和上海浦东机场综合保税区分别执行现行相应海关特殊监管区域的税收政策。

本通知自中国（上海）自由贸易试验区挂牌成立之日起执行。

财政部 海关总署 国家税务总局
2013 年 10 月 15 日